

【問題前期第4問】

1. Aは自己の経営する飲食店「白門」の宣伝のため、日本銀行券である一万円札に模した割引券を発行することを思いつき、この考えに基づいた割引券 α 100枚を写真製版所に印刷させた。なお割引券 α は一万円札と同寸大であり、表面には一万円札とほぼ同図案かつほぼ同色で上下二ヶ所に小さな文字で「白門割引券」と記載され、裏面には店の広告が記載されたデザインのものであった。

ところでAは、写真製版所に印刷を頼む前に、Aの知人で警察署の防犯課保安係である巡査、及びその場にいた防犯係長らに割引券 α についての相談を持ち掛けていた。この際防犯係長らは、Aに通貨及証券模造取締法の条文について説明し、紙幣と紛らわしいものは同法に違反するため割引券 α を一万円札より大きくしたり、「割引券」などの文字を入れたりするべきとの助言をしていた。しかしAは、防犯係長らの好意的な態度から当該助言を重大なものとは思わず、処罰されるとしてもせいぜい罰金くらいのものだらうと考えて助言に従わなかった。なお防犯係長らがAに助言する際、通貨及証券模造取締法の法定刑については説明していなかった。

2. 一方で、「白門」の向かいにある飲食店「青門」の店主であるBは、このままでは客が「白門」に流れてしまうとの危機感を抱き、割引券 β 100枚を写真製版所に印刷させた。

なお割引券 β は千円札と同寸大であり、表面には千円札とほぼ同図案かつほぼ同色で上下二ヶ所に小さく「青門割引券」と記載され、裏面には店の広告が記載されたデザインのものであった。

Bは印刷を頼む前に、弁護士をしている大学時代からの旧友に割引券 β についての相談を持ち掛けていた。この際旧友は念のため弁護士会に対して照会を行ったうえで、「この割引券 β であれば刑法には引っかからず、適法だろう」とBに伝えた。

この言葉を鵜呑みにしたBは、独自に調査検討をすることはしなかった。

A、Bの罪責について検討せよ。

参考条文 通貨及証券模造取締法 第1条、2条

参考判例 最高裁昭和62年7月16日 第一小法廷判決

最高裁昭和32年10月18日 第二小法廷判決

大審院昭和9年9月28日 第四刑事部判決